

「震源を特定せず策定する地震動」に対する経過措置について

2019年10月18日

日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構が新規制基準への適合に向けた工事・審査を進めている試験研究炉「JRR-3」、「HTTR」、「常陽」について、標準応答スペクトルに基づく解放基盤面での地震動評価、設置変更許可申請等に関する経過措置への要望事項を以下に示す。

1. 基準地震動・耐震設計が確定した JRR-3、設置変更許可の新規制基準適合性審査が最終段階である HTTR

標準応答スペクトルに基づく地震動評価、建家・機器等の耐震性評価、評価結果に応じて耐震補強工事を行うため、以下に示す経過措置期間の設定等をご検討頂きたい。

[標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が S_s を超えない場合]

- ・ 現行の基準地震動との比較を報告し、内容の確認を受ける。
- ・ 申請書本文の変更がないことから、設置変更許可申請は不要とする。
- ・ 本文の変更が必要になった時点で、添付書類の変更を行う。
- ・ これらの対応は運転と切り離す。

[標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面での地震動が S_s を超える場合]

- ・ 地盤安定性評価を実施し設置変更許可申請を行う。
- ・ 建物及び機器の耐震評価を行い、耐震補強工事の要否を見極めるものとするが、現段階ではどの程度の建物・機器に補強工事が必要か見通せないため、工事完了までの期間については建家及び機器の評価後に再度提案する。

2. 審査中の「常陽」

「常陽」については、現在進めている新規制基準に関する審査の中で、標準応答スペクトルに基づく解放基盤表面の地震動についても審査を受け、補正で対応することとする。

補正の時期及び審査の進め方については、他の項目の審査状況も含めて調整させていただきたい。

以上